

新たな経営所得安定対策関係

(1) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）

- 1 27年産は営農継続支払の交付対象面積を、当年産の作付面積に基づき支払う予定としているが、当年産の作付面積の確認は、どのような手法で行うのか。
- 2 当年産の作付面積の確認が困難で交付対象面積が確定できるまで期間を要する協議会と、直ちに当年産面積払に移行可能な協議会が存在する場合、前年産面積（換算面積）払と当年産面積払を選択する等の経過措置を設けるのか。
- 3 そば、なたねに対する支援の考え方いかん。
- 4 そばの営農継続支払の単価を1.3万円/10aとした理由いかん。
- 5 そばの数量払において、平成26年産から未検査品を、平成27年産から規格外品を対象外とする理由いかん。
- 6 そばの未検査品を支援対象から除外するとあるが、地域によっては検査登録機関が少ないことから、検査機関を増加させる必要があるのではないか。
- 7 畑作物のゲタ対策の交付金（特にそば）の対象を認定農業者、集落営農、認定新規就農者に絞るのでなく、今までどおり全ての販売農家を対象にしてほしい。
- 8 ゲタ対策、ナラシ対策は、生産調整の達成が要件となるのか。

(2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）

- 9 ナラシ対策については、27年度以降、認定農業者、集落営農、認定新規就農者以外を対象とならないのか。例えば、人・農地プランに位置付けられている者は、地域で選んだ担い手であるが、対象とすべきではないか。
- 10 認定農業者の認定基準には、所得目標等があるため、誰でも簡単に認定農業者になれるわけではない。意欲ある農業者は誰でも認定農業者になれるよう指導してほしい。
- 11 認定農業者の認定基準に、規模要件などの独自要件を設定している市町村があり、認定農業者になりにくいとの声がある。意欲ある農業者は誰でも認定農業者になれるよう、国から市町村に対して指導してほしい。

- 1 2 今でも経営改善計画の進捗管理ができていない認定農業者が見られるので、誰でも認定農業者にするのではなく、きちんと目標管理のできる人を対象にすべきではないのか。
- 1 3 ★ 認定新規就農者は市町村が認定する仕組みになるというが、どのような者が対象となるのか、認定農業者と何が違うのかについて教えてほしい。これまで県から認定を受けていた認定就農者は、平成27年度以降、そのまま経営所得安定対策に加入できるのか。
- 1 4 27年度以降、規模要件は課さないとのことだが、集落営農の5要件はそのまま継続されるのか。法人化計画の延長が切れた場合、その翌年からナラシ対策には加入できなくなるのか。
- 1 5 現行のナラシ対策では、集落営農が加入するには「法人化計画（5年以内の法人化）」が必須であるが、意欲があっても法人化に時間を要するものもある。法人化はさせたいが、現在の法人化計画は実態に合っていないのではないか。
- 1 6 平成27年度からの経営所得安定対策では、集落営農の法人化等については、市町村が確実と判断すれば、支援の対象とするとのことだが、市町村の手続はどうなるのか。また、市町村が確実と判断する際の考え方を例示してほしい。

(3) ナラシ移行のための円滑化対策

- 1 7 ナラシ移行のための円滑化対策は、どのような手続となるのか。
- 1 8 27年度以降のナラシ対策は認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象に行われるが、それ以外の農業者に対する米価下落対策はないのか。

(4) 米の直接支払交付金関係

- 1 9 米の直接支払交付金はなぜ削減・廃止するのか。
- 2 0 米の直接支払交付金が半減し、水田活用の直接支払交付金の拡充や多面的機能支払に回ったと聞くと、収入減を埋めるに至っていないのではないか。
- 2 1 現場の声を十分に聞いておらず、また、既に来年度の営農が始まっている中、米の直接支払交付金の単価を半減させるのは、拙速と言わざるをえない。
- 2 2 米の直接支払交付金の交付要件はこれまでと同じか。
- 2 3 調整水田等の不作付地の改善計画の手続は変更されるのか。

(5) その他

- 2 4 農地中間管理機構が借り受けた耕作放棄地を復田し、担い手が引き受けた場合には、米及び水田活用の直接支払交付金が交付されるように対応していただきたい。
- 2 5 交付金について、農協の代理受領はできるのか。

(1) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）

1 27年産は営農継続支払の交付対象面積を、当年産の作付面積に基づき支払う予定としているが、当年産の作付面積の確認は、どのような手法で行うのか。

(答)

水田活用の直接支払交付金と同様、地域農業再生協議会が農業者の申告面積と共済引受面積を突合して確認することを基本とし、これにより確認できない場合は、地域農業再生協議会が現地において実測等を行い確認した作付面積とすることを考えています。

2 当年産の作付面積の確認が困難で交付対象面積が確定できるまで期間を要する協議会と、直ちに当年産面積払に移行可能な協議会が存在する場合、前年産面積（換算面積）払と当年産面積払を選択する等の経過措置を設けるのか。

(答)

- 1 当年産面積払と前年産面積払（換算面積）を地域が選択できるような仕組みについては、支払いの公平性が確保できないため、想定していません。
- 2 なお、当年産面積払にすぐに移行することが難しい地域もあると考えられることから、そのような地域については、26年度中に、地域センターが地域農業再生協議会と連携しながら、当年産面積払のために必要なデータ整備等の準備を進めていただく必要があると考えています。

3 そば、なたねに対する支援の考え方いかん。

(答)

- 1 水田及び畑で生産されるそば、なたねに対しては、これまで予算措置により、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）による支援を実施してきましたが、27年産からは担い手経営安定法令の対象として安定的・継続的に支援を行うこととしています。
- 2 また、捨てづくり等により品質の悪いそばが出回っていることに対し、
 - ① 26年産から農産物検査を受けていないそばをゲタ対策の支援の対象から除外するとともに、
 - ② 実需者ニーズを踏まえた農産物検査の規格となるよう26年度中に見直しを行った上で、27年産から規格外品のそばについても支援の対象から外すこととしています。
- 3 さらに、そば、なたねに対する水田活用の直接支払交付金は、地域や農家ごとの取組に差が大きいことから、26年産から戦略作物助成から産地交付金に変更し、産地における創意工夫を活かした需要に応じた生産を推進します。また、そば・なたねの取組に応じ、従来と同水準の交付単価（基幹作：2万円/10a、二毛作：1.5万円/10a）で都道府県に対して追加配分することとしています。

4 そばの営農継続支払の単価を1.3万円/10aとした理由いかん。

(答)

- 1 営農継続支払については、数量払の内金としての性格を有していることを踏まえれば、そばの数量払の10a当たり平均交付額（18,500円/10a）を超えた額を支払うことは適当ではないと考えています。
- 2 このため、そば以外の対象作物の10a当たり平均交付額に対する営農継続支払の交付額が約4割～7割であることを踏まえ、そばについては、平均交付額の7割に相当する1.3万円/10aとすることとしたところです。

5 そばの数量払において、平成26年産から未検査品を、平成27年産から規格外品を対象外とする理由いかん。

(答)

- 1 そばについては、麦・大豆等他の対象作物と同様に農産物検査を受検し、等級格付けされたものを支援対象とすることが適当ですが、そばを数量払の対象とした平成23年当時は、全国的にそばの農産物検査の受検体制が整っていない地域が多かったことから、未検査品や規格外品も支援の対象としたところです。
- 2 その後、そばの作付面積が大幅に拡大する中で、
 - ① 特に豊作であった平成24年産については、需要を大きく上回る生産量となったことに加え、
 - ② 捨て作りなどにより品質の悪いそばの流通も増加したことを要因として、販売価格が低下した等の指摘があったところです。
- 3 一方、これまでの間に、そばについて、各都道府県において農産物検査の体制が整ってきたところであり、実需者等に対して、品質の良い国産そばが安定的に供給されるようにするため、26年産からは、農産物検査を受検することを交付要件とすることとしたところです。
- 4 また、規格外品については、現場での混乱を避けるため、段階的に見直していくべきとの要望があったことや、平成26年度中にそばの流通実態に即した農産物検査の規格となるよう各地の実需者や生産者の意見をお聞きしながら規格を見直す予定であることを踏まえ、27年産から対象外とすることとしたところです。

(参考) そばの農産物検査体制については、そばの生産量が極端に少ない一部の地域（大阪府）を除き、そばの農産物検査員は確保、または、26年産に向けて確保される見込みであり、生産者からの受検希望があれば対応できる状況です。

6 そばの未検査品を支援対象から除外するとあるが、地域によっては検査登録機関が少ないことから、検査機関を増加させる必要があるのではないか。

(答)

- 1 そばの検査を実施できる機関が少ない地域においては、地域のそば生産者が円滑に農産物検査を受検できるよう、検査体制の充実を図っていくことが重要と考えているところです。
- 2 このため、地域センター等からJA等関係機関に対して、今般のそばに係る経営所得安定対策の見直しの内容等を丁寧に説明するとともに、そばの検査員の育成、検査場所の増設などについて働きかけを行い、できるだけ検査を受けやすい環境整備を進めていく考えです。

7 畑作物のゲタ対策の交付金（特にそば）の対象を認定農業者、集落営農、認定新規就農者に絞るのではなく、今までどおり全ての販売農家を対象にしてほしい。

(答)

- 1 我が国農業を安定的に発展させ、国民に対する食料の安定供給を確保していくためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う強靱な農業構造を構築することが重要です。
- 2 このような観点から、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）については、平成26年産については、引き続き全ての販売農家、集落営農を対象に実施することとしますが、平成27年産からは、担い手経営安定法を改正した上で、認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象とし、規模要件は課さないこととしています。
- 3 したがって、平成26年度中に、
 - ① 効率的かつ安定的な経営を目指す意欲のある農業者の方々については、認定農業者や認定新規就農者になる
 - ② また、自ら認定農業者等にはならなくとも、零細農家等多様な農業者が参加し、組織の規約を作成、対象作物の共同販売経理を行う集落営農を立ち上げる等の取組を進めていただきたいと考えています。

8 ゲタ対策、ナラシ対策は生産調整の達成が要件となるのか。

(答)

- 1 ゲタ対策は、米を対象品目としていないため、米の生産調整と関連した要件はありません。
- 2 一方、ナラシ対策については、米の部分は当該年産の主食用米の生産数量目標に応じた生産をすることが交付要件となっています。なお、米が生産数量目標を上回って生産される場合には、米以外の品目についてナラシ対策の交付金が交付されることになります。

(2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）

9 ナラシ対策については、27年度以降、認定農業者、集落営農、認定新規就農者以外は対象とならないのか。例えば、人・農地プランに位置付けられている者は、地域で選んだ担い手であるが、対象とすべきではないか。

(答)

- 1 対象とはなりません。しかしながら、24年度から人・農地プランの中心経営体と認定農業者制度は連携して運用していただいているところであり、市町村は、人・農地プランの中心経営体に位置づけられた者から農業経営改善計画の申請があれば、認定農業者として認定されるよう配慮していただくこととしております。
- 2 中心経営体となった者については、認定農業者となるよう促し、ご指導していただくようお願いいたします。

10 認定農業者の認定基準には、所得目標等があるため、誰でも簡単に認定農業者になれるわけではない。意欲ある農業者は誰でも認定農業者になれるよう指導してほしい。

(答)

- 1 認定農業者になるためには、年間農業所得及び年間労働時間の目標を含む経営改善の方向等を内容とした5年以内の「農業経営改善計画」を作成し、市町村の認定を受けることとなります。
- 2 市町村は認定に当たって、農業経営改善計画の内容が、市町村の「基本構想」に照らして適切なものであるか等の審査を行うこととなりますが、その際、例えば、基本構想に定められた農業所得等の水準を5年以内には達成できない場合であっても、その農業者の意欲・能力からみて、その後のステップで到達することが確実であると見込まれるような場合には、認定できることとしているところです。
- 3 したがって、市町村の基本構想を目指す農業経営改善計画を作成し、達成に向けて取り組む意欲のある農業者であれば、幅広く認定農業者になれるものと考えています。

11 認定農業者の認定基準に、規模要件などの独自要件を設定している市町村があり、認定農業者になりにくいとの声がある。意欲ある農業者は誰でも認定農業者になれるよう、国から市町村に対して指導してほしい。

(答)

- 1 市町村が、認定農業者の認定に当たって、例えば、年齢や規模等について数値基準を定め、これをみたさない申請者は認定しないなどの画一的な運用を行うことは、適当ではありません。
- 2 したがって、従来から、そうした画一的な運用は廃止し、現場の実態を反映した認定となるよう指導しているところです。

12 今でも経営改善計画の進捗管理ができていない認定農業者が見られるので、誰でも認定農業者にするのではなく、きちんと目標管理のできる人を対象にすべきではないのか。

(答)

- 1 認定農業者を効率的かつ安定的な農業経営へと発展させていくためには、経営者として自ら作成した計画に沿って経営改善に取り組み、結果を分析し、修正する意識（経営マインド）を持っていただくことが重要であると考えています。
- 2 このため、経営改善への取組の実施状況等を自己チェックできる「新たな農業経営指標」を作成・公表しているところであり、認定農業者の方々にはこれを積極的に活用して毎年自己チェックを行うとともに、経営改善計画の中間年（3年目）及び最終年（5年目）に結果を市町村へ提出していただくこととしています。

13★ 認定新規就農者は市町村が認定する仕組みになると言うが、どのような者が対象となるのか、認定農業者と何が違うのかについて教えてほしい。これまで県から認定を受けていた認定就農者は、平成27年度以降、そのまま経営所得安定対策に加入できるのか。

(答)

- 1 「認定農業者」は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が設定した農業経営の目標（所得目標等）の達成に向けて、今後5年間における自らの経営拡大や効率化等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、市町村から認定された農業者です。
- 2 一方、「認定新規就農者」は、昨年の臨時国会において改正された農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が設定した新規就農者の目標の達成に向けて、今後5年間における自らの取組を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市町村から認定された新規就農者です。

※ 「青年等」とは、

- ① 青年（原則として18歳以上45歳未満）
- ② 知識・技能を有する者（65歳未満）
- ③ これらの者（①及び②）が役員の過半を占める法人
のいずれかであって、かつ農業経営を開始してから5年以内の方ですが、既に認定農業者になっている方は除かれます。

- 3 新規就農者の方々には、市町村や普及員等の指導・助言を受けながら、認定新規就農者となっただき、早期に経営基盤を確立し、将来的には、効率的かつ安定的な農業経営体を目指して経営改善の取組を行う認定農業者へとステップアップしていただきたいと考えています。
- 4 また、平成27年度以降の経営所得安定対策の対象に、認定新規就農者が追加される予定ですが、これは改正農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村の認定を受けた認定新規就農者です。

これまで青年就農促進法に基づき知事から就農計画の認定を受けていた方々で、経営所得安定対策の支援を希望する方々については、平成26年度中に、青年等就農計画を作成し、市町村の認定を受けていただく必要があります。その際、就農計画の内容に変更がない場合には、新たに作成する青年等就農計画においては、現在の経営規模のみを記載し、これに知事認定を受けた就農計画の写しを添付していただくといった、簡単な手続きで申請できるように措置しています。

14 27年度以降、規模要件は課さないとのことだが、集落営農の5要件はそのまま継続されるのか。法人化計画の延長が切れた場合、その翌年からナラシ対策には加入できなくなるのか。

(答)

- 1 認定農業者や法人などの核となる担い手が存在しない地域において、地域農業を維持・発展させていくためには、集落営農を組織化・法人化していくことは極めて重要な課題です。
- 2 このため、担い手経営安定法に基づく経営所得安定対策の対象となる集落営農については、法人化計画の作成等の5要件を満たすものを対象としてきたところです。
- 3 27年産以降の集落営農の要件については、現場実態を踏まえて見直すこととし、具体的には、従来の5要件のうち、「組織の規約の作成」及び「対象作物の共同販売経理の実施」の2要件のみを確認することを考えています。

残りの要件のうち、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実と判断すれば、要件を満たしているものとして取り扱うこととし、「主たる従事者の農業所得の目標」については不要とすることを考えています。

- 4 なお、26年産のナラシ対策については、引き続き現行の法令のとおり5要件が適用されますので、法人化計画の達成予定日を経過し失効した場合は、既存の集落営農のままでは加入できませんが、ナラシ移行のための円滑化対策に加入することはできます。

15 現行のナラシ対策では、集落営農が加入するには「法人化計画（5年以内の法人化）」が必須であるが、意欲があっても法人化に時間を要するものもある。法人化はさせたいが、現在の法人化計画は実態に合っていないのではないか。

(答)

- 1 これまでナラシ対策等の加入要件として5年以内の法人化を内容とする「法人化計画」を求めてきたところです。
- 2 しかしながら、法人化の意欲があっても参加者の説得等に時間を要するケースもあるので、今後は、「法人化計画」は不要としました（市町村が法人化が確実と判断すれば、足りることとします）。

16 平成27年産からの経営所得安定対策では、集落営農の法人化等については、市町村が確実と判断すれば、支援の対象とするとのことだが、市町村の手続はどうなるのか。また、市町村が確実と判断する際の考え方を例示してほしい。

(答)

- 1 平成27年産からの経営所得安定対策の対象となる集落営農については、「組織の規約の作成」、「対象作物の共同販売経理の実施」については確認する一方、「地域における農地利用の集積」及び「農業経営の法人化」については、市町村が確実であると判断すれば、その要件は満たしているものとして取扱うこととしています。
- 2 その際の手続については、今後、お示しする予定ですが、集落営農が交付申請を行う際に、農地利用の集積、農業経営の法人化に関する市町村の意見を付して提出していただくことを考えています。
- 3 また、市町村が確実と判断する際の判断材料についても、今後、例示することを検討しますが、
 - ① 「地域における農地利用の集積」については、例えば、一定の地域における農地利用の集積についての組織の規約や総会での議決の内容、さらに人・農地プランにおける農地利用の集積の目標
 - ② 「農業経営の法人化」については、例えば、法人化に取り組むことについての組織の規約や総会での議決の内容、集落営農を法人化させるための市町村の取組方針等を勘案していただくことになると考えているところです。

(3) ナラシ移行のための円滑化対策

17 ナラシ移行のための円滑化対策は、どのような手続となるのか。

(答)

- 1 ナラシ移行のための円滑化対策については、平成26年産において規模要件が残るナラシ対策に加入できない者に対する経過措置として、平成26年産に限り、農業者の抛出なしで実施することとしたものです。
- 2 具体的な手続等については、本円滑化対策の交付を受けたい者は、
 - ① 平成26年6月30日までに、米の直接支払交付金と併せて、国に加入申請を行った上で、
 - ② 平成27年4月30日までに、出荷・販売の対象数量（農産物検査3等以上）を報告する
 - ③ 国は、申請者から報告があった出荷・販売の対象数量を地域（都道府県）別の平成26年産米の実単収で換算した面積を算定する
 - ④ ナラシ対策において、米について、地域（都道府県）別に、平成26年産米の10a当たり収入額が10a当たり標準的収入額を下回り、補填が行われる場合に、その国費分相当の5割に面積を乗じた額を交付することとしています。

18 27年産以降のナラシ対策は認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象に行われるが、それ以外の農業者に対する米価下落対策はないのか。

(答)

- 1 今後のナラシ対策の対象者については、これまでの認定農業者と集落営農に、認定新規就農者を加えるとともに、面積規模要件を廃止することとしており、意欲ある農業者は加入できるようにする方針です。
- 2 この見直しには法改正が必要なため、26年産は面積規模要件等が残る従来のナラシ対策となりますので、26年産に限り、ナラシ対策の非加入者を対象に、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に、農業者の抛出なしで、国費相当分の5割を交付する影響緩和対策を予算措置で実施することとしています。
- 3 現在、ナラシ対策の非加入者におかれては、この1年間の経過期間を利用して、認定農業者となったり、集落営農の組織化に取り組んでいただき、できるだけ多くの方々に27年産からの新たなナラシ対策に加入していただきたいと考えています。

(4) 米の直接支払交付金関係

19 米の直接支払交付金はなぜ削減・廃止するのか。

(答)

- 1 平成22年度から導入された米の直接支払交付金は、農業者の手取りになったことは間違いありませんが、
 - ① 高い関税により守られている米に交付金を交付することについて、他産業の従事者や他作物を生産する農業者に納得していただくことが困難なこと
 - ② 交付金を受け取ることで、安定的な販路を切り拓いて経営を発展させる途を閉ざしてしまっていること
 - ③ 農業者の高齢化により進みつつある農地の流動化のペースを遅らせる面があること等の問題がありました。

- 2 このため、米の直接支払交付金は廃止することとし、その「振替・拡充」として、
 - ① 水田だけでなく、畑・草地を含めて、農地を維持することに対する多面的機能支払の創設、
 - ② 主体的な経営判断により水田フル活用を実現する、水田の有効活用対策の充実、
 - ③ コストダウン・所得向上を図るための、構造政策（農地集積）の拡充等を行うこととしたところです。

- 3 なお、米の直接支払交付金は、これまで4年間にわたって交付されており、この交付金を前提に機械・施設の投資を行ってきたり、行おうとしている農業者も少なくないため、直ちに廃止するのではなく、26年産米から単価を10a当たり7,500円に削減した上で、29年産まで4年間の経過措置を講じることとしています。

20 米の直接支払交付金が半減し、水田活用の直接支払交付金の拡充や多面的機能支払に回ったと聞かすが、収入減を埋めるに至っていないのではないか。

(答)

- 1 今回の見直しでは、政策的な問題のあった米の直接支払交付金を見直す一方、飼料用米等の戦略作物の助成の充実や、産地交付金の拡充を行っており、意欲ある農業者が、主食用米偏重ではなく、自らの経営判断で需要ある麦・大豆・飼料用米等の作物を選択し、農地をフル活用する場合には、従来の助成よりも手厚い助成が受けられるようになっています。
- 2 また、多面的機能支払は、集落などの活動組織に対して支払われるものですが、
 - ① 交付金を活動組織の共同活動に充当することにより、従来は農家が負担していた負担が軽減されたり、
 - ② 共同活動に参加した農家に日当として支払うこと等を通じ、農業者の実質的な手取りの向上にもつながると考えています。
- 3 さらに、
 - ① 農地集積等による生産性の向上、流通の合理化、農産物の高付加価値化等により農業からの所得の増大を図るとともに、
 - ② 輸出倍増、観光業や医療・福祉産業等との連携等による6次産業の市場規模の増大を通じた農村所得の増大を図り、前向きな工夫や努力を行う農業者を後押ししたいと考えています。

21 現場の声を十分に聞いておらず、また、既に来年度の営農が始まっている中、米の直接支払交付金の単価を半減させるのは、拙速と言わざるをえない。

(答)

- 1 戸別所得補償制度、特に、米の直接支払交付金については、米は、麦・大豆等と違い、諸外国との生産条件の格差から生じる不利はないこと、また、全ての販売農家に対し生産費を補填することは、農地の流動化のペースを遅らせる面があること等の政策的な問題があったため、廃止することとしたところです。
- 2 しかしながら、米の直接支払交付金は、これまで4年間にわたって交付されており、この交付金を前提に機械・施設の投資を行ってきた農業者も少なくないため、直ちに廃止するのではなく、経過措置として、平成26年産米から単価を削減した上で、平成29年産までの時限措置（平成30年産から廃止）とすることとしたところです。

2 2 米の直接支払交付金の交付要件はこれまでと同じか。

(答)

従来どおりです。

2 3 調整水田等の不作付地の改善計画の手続は変更されるのか。

(答)

従来どおりの手続ですので、初めて米の直接支払交付金を受けようとする方が、調整水田等の不作付地を有している場合には、申請年から3年以内を目途に解消することを内容とした改善計画を作成し、市町村の認定を受ける必要があります。

(5) その他

2 4 農地中間管理機構が借り受けた耕作放棄地を復田し、担い手が引き受けた場合には、米及び水田活用の直接支払交付金が交付されるように対応していただきたい。

(答)

- 1 農地中間管理機構を活用して農地を担い手に集積していく場合に、その農地の中に、過去に交付対象水田から除外されたものが含まれる可能性があります。これについて機構が復田しても、米の直接支払交付金や水田活用の直接支払交付金が交付されなければ、担い手がこれを引き受けることは困難になります。
- 2 したがって、このような場合には、両交付金の交付対象とすることとします。

2 5 交付金について、農協の代理受領はできるのか。

(答)

- 1 交付金の農協代理受領については、農業者に直接交付金が支払われないため、何のための交付金なのかといった、交付金の目的が農家に伝わらないこと等の課題があることを踏まえ、原則認めておりません。
また、本来、交付金の類は、申請した本人の口座に支払うことが原則となっています。
- 2 ただし、ブロックローテーションやとも補償等を行うために、複数の農業者の交付金を一つの口座で受け取りたいとの意向がある場合には、地域センターに対して、農業者グループの代表者の口座の届出（口座名義人に対する委任状）を行うことにより、その口座で受け取ることは可能です。